
■ 種 別：団体
■ 法 人 名：日本航空株式会社
■ 部 署：財務・経理本部 経理部
■ 役 職：
■ 氏 名：矢島竜輝

コメント：

■質問 1

監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いの枠組みを基本的に踏襲する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

同意しません。繰延税金資産の回収可能性を見積もるにあたっては、IFRS に準じて、プリンシパルアプローチによって会社が判断すべきであり、監査委員会報告第 66 号（以下、66 号）の内容は、撤廃すべきと考えます。

【理由】

- ①国際財務報告基準（IFRS）を任意適用する企業が増える中、日本特有の画一的な分類を踏襲することはコンバージェンスの動向に逆行している。
- ②税効果会計導入当初に便宜的なガイドラインとして活用された 66 号は、将来年度の見積もりについての実務が定着した昨今においてはすでに役目を果たしており、撤廃しても実務上大きな弊害はない。

■質問 2

各分類の要件をいずれも満たさない場合、各分類の要件からの乖離度合いが最も小さいと判断されるものに必ず分類するという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

同意しません。各分類の要件をいずれも満たさない場合、「それぞれの例示区分の趣旨を斟酌し、会社の実態に応じて、それぞれの例示区分に準じた判断を行う必要がある。」とする現行の考え方を踏襲すべきと考えます。

【理由】

- ①要件にあてはまらない会社を、いずれかの分類にあてはめることは企業の実態から乖離した処理を行うことにつながるため、各社固有の実態に鑑みて判断をする余地を残すべき。
- ②現行の記載からの見直しを行った経緯と論拠が公開草案上、不明確である。

■質問 7-1

現行の注記事項に関する質問

今後の当委員会における注記事項の追加に関する検討に資するため、現行の税効果会計に関する注記事項で十分な開示が行われているかについて、ご意見がありましたら、ご記載ください（別紙 2 を参照）。

【結論】

現行の注記事項で必要十分であると考えため、追加的な注記の拡充については反対します。

【理由】

繰延税金資産計上にあたっての判断の過程や算定要素の一部にすぎない箇所に焦点をあてた追加的な情報開示をすると、その情報ばかりが過度に強調・注目され、かえって財務諸表利用者の大局的な理解を妨げる可能性が高いため。

■質問 8-3

適用初年度の取扱いに関する質問

本適用指針の適用によって生じる変更を会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、過去の期間の連結財務諸表及び個別財務諸表に遡及適用を認めないこととし、特定の経過的な取扱いとして、適用初年度の期首の影響額を利益剰余金等に加減する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【結論】

同意しません。会計上の見積りの変更と同様に取り扱うことが適切であると考えます。

【理由】

- ①繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理は見積りに関するものであり、実態としては見積り方法の変更であることを考慮すると、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に類似していると考えて、会計上の見積りの変更と同様に取り扱うことが、妥当であると考えられるため。
- ②会計方針の変更として扱うと、期首に繰延税金資産の評価性引当額を取り崩し、繰延税金

資産及び利益剰余金の増加を認識する一方で、期中に一時差異等が解消され、当該繰延税金資産の取り崩し及び法人税等調整額を認識するケースが発生する。その場合は、一会計期間を俯瞰して捉えると、両者を相殺して影響額を認識した方が実態に合っており、当期純利益等の指標が適切な表示になると考えられるため。

以上